

令和4年10月28日

南魚沼市長 林 茂男 様

南魚沼市上下水道審議委員会

会 長 小野塚 昭 治

水道料金の改定について（答申）

令和4年3月24日付け 南魚水第320号で、当審議委員会に対し意見を求められた南魚沼市水道事業水道料金体系の見直し及び料金の改定について別紙のとおり答申します。

## 答 申 書

はじめに

南魚沼市水道事業は、昭和50年代初め関越自動車道並びに上越新幹線など社会資本の整備による観光人口の増加や下水道の普及など生活環境の変化によって、大きな水需要の増加が見込まれていた。当時、治水対策として建設計画が進められていた三国川ダム建設に参画し、六日町、大和町、塩沢町の三町で新たに三国川ダムに水道水源を求めて「畔地浄水場集中配水方式」へ大規模な水道施設の転換を決断して、大幅な水需要の増加に対応することが可能な安定的な水道施設整備に約340億円の投資を行った。しかし、見込んだ水需要の増加は叶わず、近年の人口減少によって、施設規模と需要実態との差は、更に拡大を続けている。その結果、借り入れた高利の約240億円の企業債返済が転嫁された高額な水道料金は、市民の負担となっている。このことは、事業計画立案の数値根拠と内容精査の重要性を強く認識するとともに、大規模な事業投資による企業債返済の負担が、長期にわたり市民生活に影響を与えることを示している。

このような歴史を辿った水道事業であるが、畔地浄水場が完成した平成10年に約240億円まで増加した企業債残高は、令和2年には約82億円まで減少し、高利な企業債は借換えによって返済負担の軽減を図り、水道事業を遂行してきた。しかし、試算では、令和8年度から収益的収支に純損失が生じることが見込まれている。定期的に業務の見直しを行い、経費削減に努めているが人口減少に伴う有収水量の減少により、収支の悪化を避けることができない状況にあって、料金改定を含めた経営見直しの必要性に迫られている。

加えて、一般家庭用の現行水道料金は、県内一の高額に達しているが、採用している料金体系や計算基準によって、使用者間の料金負担に矛盾が生じている。例えば、一般家庭と大口事業者が同一料金の設定であることや基本料金に10<sup>m</sup>の基本水量が定められ高齢者世帯や単身世帯など、使用量の少ない使用者が割高な負担をしている。従って、自ら水道供給先を選ぶことができない市民が、矛盾や疑問を感じる料金体系と水道料金は、見直しが必要で改定の時期にあると判断する。

以上を踏まえ、南魚沼市上下水道審議委員会は、南魚沼市水道事業の健全な発展のために、水道料金体系の見直しと料金改定について慎重に議論を重ね、次のとおり意見を集約したので答申する。

## 1. 「料金算定方法」について（全国基準の適用）

水道料金は、低廉かつ公平で、需要を量、質とも充足できるよう適正に定めなければならない。従って、水道料金の算定は全国的な基準である公益社団法人日本水道協会が策定する水道料金算定要領の「総括原価方式」にもとづき、令和5年度から令和9年度までの5年間で算定期間に定め、料金を算定する方法に異議はない。

## 2. 「料金体系の見直し」について（口径別の採用）

南魚沼市の現行水道料金は、使用する用途によって区分する「用途別」を採用している。しかし、水道料金一般用は細分化されていないため、一般家庭と事業者が同一料金であり、必要とする水量に応じた料金設定になっていない。また、水道メーターの口径により、大きく異なる維持管理費用についても、相応の負担を求めている。

従って、水道メーターの口径により料金設定をする「口径別」に変更して、使用者が必要口径に応じた料金を負担する体系に改めることに異議はない。

## 3. 「一般用料金」について

### ①「基本水量」について（基本水量の廃止）

これまで一般用料金は、基本料金に1か月当たり10m<sup>3</sup>までの「基本水量」を設定しているが、使用量の少ない使用者が割高な料金負担をしていることから公平性の問題や節水意識を阻害する点などの理由から、「基本水量」を廃止することに異議はない。

### ②「基本料金」について（口径別基本料金）

「基本料金」については、水道メーター口径ごとの相応の維持費用の負担を求め、口径に応じた「基本料金」に、改めることに異議はない。

### ③「従量料金」について（均一型の採用）

現行の「一般用料金の従量料金」は、使用量に応じて段階的に安価になる逓減型であるが、使用量の多少にかかわらず同額の「均一型従量料金」とするこ

とに異議はない。また、一般家庭に配慮して値上げにならぬよう、水道メーター口径13mmと20mmについて、10m<sup>3</sup>までの「従量料金」を安価に設定することに異議はない。

#### ④「単価設定」について（一般家庭と事業者の取扱い）

総括原価方式にもとづき算定された料金から、水道メーター口径13mm及び20mmの使用者は、値上げにならないよう金額調整を行い、口径25mm以上の使用者は、平均的使用量における改定率が同じレベルに調整した「確定基準額」は、口径13mmと20mmの平均改定率マイナス1.6%、口径25mm以上の平均改定率プラス29.3%と算定された。しかし、プラス29.3%の改定率は、大幅な値上げである。

そのため、値上げを段階的に実施できるよう、一般会計に対して令和5年度から令和9年度まで、値上げ緩和措置に「繰入金」の要望を行い、その収入を見込み調整を行った結果、口径25mm以上の平均改定率プラス13.9%になり、15.4ポイント改善することが示された。

従って、水道事業が一般会計に対して、「繰入金」を要望することを支持する。また、繰入金を見込み、「一般用料金」を改定することに異議はない。

#### ⑤「旧簡易水道一般用料金」について（一般用料金の適用）

旧簡易水道区域の一般用料金は、上水道事業と事業統合に際して、料金激変緩和措置に特殊料金を設定してきたが、すでに10年以上が経過して、緩和措置の期間は充たしている。

従って、現行の「旧簡易水道一般用料金」を廃止して、対象使用者に「一般用料金」を適用することに異議はない。

### 4. 特殊料金について

#### ①「公衆浴場用」について（継続、値上げ）

「公衆衛生の向上に寄与すること」を目的に設定された「公衆浴場用料金」について、地域性を考慮して特殊料金を継続することは、妥当である。また、一般用料金の口径25mm以上の平均改定率に準じ料金改定を行い、使用量に応じて段階的に安価になる逡減型従量料金を改めることに異議はない。

## ②「温泉旅館用」について（継続、値上げ）

「温泉資源を活用して四季観光の振興を図ること」を目的に設定された「温泉旅館用料金」について、地域性を考慮して特殊料金を継続することは、妥当である。また、一般用料金の口径25mm以上の平均改定率に準じ料金改定を行うことに異議はない。

## ③「臨時用」について（継続、据置き）

工事現場作業所や仮設事務所など一時的に給水が必要になる施設に適用する臨時用料金について、すでに妥当な料金が設定されていることから、特殊料金臨時用を据置くことに異議はない。

## ④「リゾートマンション用」について（新設する）

一般用料金の「基本水量の設定」を廃止することについては、前述のとおりである。しかし、リゾートマンションは、定住ではなく余暇や行楽で訪れる使用者が多く、1か月当たり使用量が10m<sup>3</sup>未満の実績が多数である。また、リゾートマンションの水道加入は、現在の水道施設規模の決定に大きく影響しているため、相応の経費負担を求めたいとする方針は、妥当である。

従って、石打・中之島地区などのリゾートマンションの使用者に、一般用料金の適用と区別して、基本料金を10m<sup>3</sup>の基本水量を設定した「リゾートマンション用」を新たに適用することに異議はない。但し、住民登録を行いマンションに定住する市民に対して、「一般用料金」が適用されるように検討を求める。

## 5. その他の審議について

### ①「福祉事業の要望書」について（料金設定はしない）

営利を目的とせず、高齢者、障がい者福祉に貢献している福祉事業に、新たな特殊料金を設定して、安価な水道料金を望む「要望書」について、審議を行った。その結果、福祉事業は、内容が多岐にわたり複雑な料金設定が必要になること。また、特定の事業者を対象にする新たな特殊料金の設定には、疑義がある。

従って、福祉事業に新たな特殊料金の設定はしないことに異議はない。

## ②「福祉減免制度」について（終了する）

「福祉減免制度」は、割高な基本料金を負担している高齢者世帯に対して、時限的な措置として基本料金の一部を減免する制度で、開始から10年が経過する。前述にあるように、「基本水量」を廃止することによって、高齢者世帯に限らず、使用量の少ない世帯の負担は継続的に対象を広げて軽減するため、時限的な「福祉減免制度」を終了することに異議はない。

## ③「水道料金の改定時期」について（説明と周知）

水道料金の改定は、生活に直結するため、使用者に対して事前に十分な周知を行う必要がある。改定により値上げになる使用者も多いことから、「改定時期」は、時間に余裕を持ち、十分な説明と周知を求める。

## 6. 附帯意見

- (1) 値上げ幅をできる限り抑え、値上げになる使用者の理解が得られるよう、説明に努めること。また、口径25mm以上の水道メーターを設置している使用者に対して、値上げを抑えるメーター口径の変更工事を促すこと。但し、工事費は使用者負担になることを十分に説明すること。
- (2) 水道メーター口径25mm以上の使用者に対する「水道料金激変緩和措置」が叶うよう、一般会計に対して「繰入金」を要望すること。
- (3) 「旧簡易水道一般用料金」の廃止は、上水道統合に際して地区と取り決めがある場合は、配慮すること。
- (4) 水道料金は、例外を設けずシンプルなもの望ましい。「公衆浴場用」、「温泉旅館用」は、段階的に廃止して「一般用料金」を適用することが最も実務的である。
- (5) リゾートマンションの定住者増加は、人口減少を抑えることにつながる。従って、特殊料金「リゾートマンション用」の新たな設定に配慮を求める。
- (6) 「福祉減免制度」の終了だけが強調されることのないように、「一般用」の改定によって、使用量の少ない世帯は、広く負担が軽減されることを十分に説明すること。
- (7) 「ふるさと納税」の財源を活用して、長期間稼働する水道施設への投資や管路建設を行えば、世代を超えて全市民が「ふるさと納税」の恩恵を受けることになり、「ふるさと納税」の趣旨に沿った用途になる。従って、水道

事業の財源に「ふるさと納税」を検討すること。

## 7. その他

### (1) 今後の改定方針について

今回の料金改定の算定期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間である。従って、令和9年度までに令和10年度以降の「総括原価」を算定して、次の5年間の料金適正について確認を行い、必要があれば水道料金改定を検討すること。また、今後は定期的に水道事業収支を確認しながら、経営状況に即した水道料金に見直しを行うことを求める。

### (2) 「地域別水源方式」の促進について

現在、整備を進めている非常用水源を常用水源に切り替え、新たな水道水源を開発する事業を加速させ、その目的と必要性を広く市民に説明し、理解を得ること。そして、畔地浄水場の老朽化が進み、多額の更新費用が必要になる前に、安定した水源を確保し、将来につながる経費削減を実現することを求める。

## 8. 水道料金表 (案)

改定する水道料金表(案)については、以下のとおりとする。

(ただし、一般会計からの繰入が実施された場合)

### ① 一般用

一般用 基本料金 (1か月・税込み)			
口径	現 行		改 定 後
13mm	「基本水量」10m <sup>3</sup> まで	2,460円	1,628円
20mm			1,683円
25mm			1,760円
30mm			3,300円
40mm			4,950円
50mm			10,560円
75mm			28,270円
100mm以上			86,350円

一般用 従量料金 (1㎡当たり・税込み)				
口径	現行		改定後	
13mm 20mm	11㎡から5,000㎡まで	246円	1㎡から10㎡まで	77円
	5,001㎡から10,000㎡まで	214円	11㎡以上	242円
25mm以上			10,001㎡以上	134円

② 公衆浴場用

公衆浴場用 料金 (1か月・税込み)				
口径	現行		改定後	
メーター口径に 関係なく	「基本料金」300㎡まで	16,042円	「基本料金」300㎡まで	18,370円
	301㎡から1,000㎡まで 1㎡当たり	69円	301㎡以上 1㎡当たり	77円
	1,001㎡以上 1㎡当たり	48円		

③ 温泉旅館用

温泉旅館用 料金 (1か月・税込み)				
口径	現行		改定後	
メーター口径に 関係なく	「基本料金」300㎡まで	50,264円	「基本料金」300㎡まで	59,400円
	301㎡から1,000㎡まで 1㎡当たり	171円	301㎡から1,000㎡まで 1㎡当たり	187円
	1,001㎡以上 1㎡当たり	95円	1,001㎡以上 1㎡当たり	110円

④ 臨時用

臨時用 料金 (1か月・税込み)				
口径	現行		改定後	
メーター口径に 関係なく	「基本料金」10㎡まで	3,850円	「基本料金」10㎡まで	3,850円
	11㎡以上 1㎡当たり	385円	11㎡以上 1㎡当たり	385円



⑤ リゾートマンション用

リゾートマンション用 基本料金 (1か月・税込み)				
口径	現 行		改 定 後	
13mm	「基本水量」10m <sup>3</sup> まで	2,460円	「基本水量」10m <sup>3</sup> まで	2,398円
20mm				2,453円
25mm				4,180円
30mm				5,720円
40mm				7,370円
50mm				12,980円
75mm				30,690円
100mm以上				88,770円

※但し、親メーターには基本料金を設定しない

リゾートマンション用 従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり・税込み)				
口径	現 行		改 定 後	
メーター口径に関係なく	11m <sup>3</sup> から5,000m <sup>3</sup> まで	246円	11m <sup>3</sup> 以上	242円
	5,001m <sup>3</sup> から10,000m <sup>3</sup> まで	214円		
	10,001m <sup>3</sup> 以上	134円		

9. 審議の経過

審議委員会	開催日程	主な説明と審議内容
第1回	令和4年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金の改定について諮問</li> <li>水道料金と経営状況の推移</li> <li>事業計画</li> <li>水道料金の算定方法</li> </ul>
第2回	令和4年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内20市の水道料金比較表</li> <li>算定要領に基づく基準額と調整後の基準額</li> </ul>
第3回	令和4年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行用途料金の検討</li> </ul>
第4回	令和4年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金改定率の詳細について</li> <li>要望書の検討</li> <li>福祉減免制度の検討</li> <li>リゾートマンション料金の検討</li> <li>繰入金の検討と今後の方針</li> </ul>
第5回	令和4年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新水道料金(案)の決定</li> <li>答申書の取りまとめについて</li> </ul>
第6回	令和4年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申書の審議と承認</li> <li>答申書の提出</li> </ul>

10. 南魚沼市上下水道審議委員会名簿

区 分	氏 名	備 考
第1号委員 (識見者)	小野塚 昭治	会 長
	山 口 隆 志	
	上 村 博 嗣	
	樋 口 和 人	
第2号委員 (使用者代表)	阿 部 美 知 子	
	駒 形 純	
	原 澤 貢	
	桑 原 廣 美	
	川 上 梨 恵 子	
	小 宮 山 睦 子	
参 与	米 山 信 男	税 理 士

(敬称略)

以上